

特別養護老人ホーム 開寿園・特別養護老人ホーム開寿園(ユニット型)
ユニット葉梨・開寿園短期入所事業所・通所介護事業所 康楽
・養護老人ホーム円月荘身体拘束その他の行動制限廃止マニユアル

○特別養護老人ホーム開寿園は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動の制限をしません
(契約第8条)

○緊急やむを得ないし施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施します

I 身体拘束廃止委員会の開催

委員会厚生メンバ―

委員長 施設長

委員 管理課長・円月荘施設長・介護課長・介護課長・看護課長・

在宅福祉課長・主治医・相談課・ケアマネ

委員会開催

個々のケースについては、毎月開催・又3ヶ月毎 委員会を開催する。

検討内容

3つの要件を全て満たす状態であるかを確認する。

- 1・・・切迫性 利用者の本人、又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらわれている可能性が著しく高いこと。
- 2・・・非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がないこと。
- 3・・・一時性 身体拘束その他の行動制限が、一時的なものであること

○委員会にて、慎重討議の結果、上記3つの条件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づき下記の手続きに移る。

II 利用者、家族等への説明

- 家族、又は代理人等に連絡し面接する(相談課)
- 家族等の十分な理解と同意を得る(記録に署名・捺印を求める)

III 拘束解除を目標に継続的カンファレンスを行う

- 身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束

廃止検討委員会において継続的カンファレンスを行い、検討する。

- 委員会での決定事項は、全職員に直ぐに周知を行う。

身体拘束廃止指針

特別養護老人ホーム 開寿園

特別養護老人ホーム開寿園(ユニット型)ユニットト葉梨

開寿園短期入所生活介護事業所

通所介護事業所 康楽

養護老人ホーム 円月荘

1. 身体拘束について

身体拘束を誘発する原因を探り、除去する身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」だといわれることがあります。

- ① 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ② 転倒のおそれのある不安定な歩行や、点滴の抜去などの危険な行動
- ③ かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- ④ 姿勢が崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくありません。従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り除去するケアが必要です。

2. 五つの基本的ケアを徹底する

① 起きる

人間は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒します。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起きていることがわかるようになります。これは仰臥して天井を見ていたのではわかりません。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩です。

② 食べる

人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなります。また、点滴や経管栄養が不要になります。食べることはケアの基本です。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄してもらうことを基本に考え、オムツを使用している利用者については、その人の排泄リズムを知り、随時交換することが重要です。オムツに排泄物が付いたままになっていると気持ちが悪く、「オムツいじり」などの行為につながることもなります。

④ 清潔にする

入浴することが基本です。皮膚が不潔なことがかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることがあります。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、介護職もケアがしやすくなり、人間関係も良好になります。

⑤ 活動する

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要です。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられます。言葉によるよい刺激もあれば、言葉以外の刺激もありますが、いずれにせよ、その人らしさを追求するうえで、心地よい刺激が必要です。

上記五つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底することが大切である。

3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を

身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、介護保険施設等におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなります。「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいく。

4. 緊急時やむを得ない場合の対応の三つの要件

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

5. 身体拘束手続きについて

仮に三つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意します。

- ① 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当職員個人では行わず、施設全体としての判断が行われるように、「別紙マニュアル」にそって対応する。
- ② 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行なうなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。
仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

6. 記録について

緊急等やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急等やむを得なかつた理由を記録として残す。

7. 身体拘束の対象となる行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテールをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑫ 強い言葉で行動を抑制する。

8. 身体拘束がもたらす弊害

【身体的弊害】

- ・対象者の関節の硬縮、筋力低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥創の発生などの外的弊害をもたらす。
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。
- ・車いすに拘束しているケースでは、無理な立ち上がりによる転倒事故。ベッド柵のケースでは乗り越えによる転倒事故。
- さらには拘束具による窒息等の重大事故を発生させる危険性がある。

【精神的弊害】

- ・対象者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与へ、人間としての尊厳をも侵す。
- ・身体拘束によってさらに認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれがある。
- ・対象者の家族にも大きな精神的苦痛を与える。そして施設への不信感も高まる。
- ・看護・介護スタッフも自らが行なうケアに対して誇りを持ってなくなり士気の低下を招く。

【社会的弊害】

- ・身体拘束はスタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、拘束を行う施設への社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがある。
- ・身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、対象者のQOLを低下させるだけではなく、さらなる医療的処置を生じさせ経済的にも少なからぬ影響をもたらす。

9. 身体拘束をしないために

- ① 組織が一丸となって取り組む。
- ② 職員全員で議論し共通認識をもつ。
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。
- ④ 事故の起きない環境を整備し柔軟な応援態勢を確保する。
- ⑤ 常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は限定的に。

※身体拘束がもたらす弊害を理解する。

10. 職員研修について

- ・年2回以上、内部・外部を問わず 職員研修を実施します。
- ・新規採用職員研修にも、「身体拘束廃止研修」を実施します。

11. 指針の閲覧について

この指針は、出入口口に掲示してあり、誰でも閲覧する事ができます。
また、ホームページからも 閲覧する事が出来ます。
各 フロア・マニユアル綴りに添付しており、職員は いつでも閲覧できます。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。
この指針は、平成30年10月10日から施行する。